

# 令和4年度 定例監査結果報告書

## 監査の概要

福津市監査基準及び全国都市監査委員会が定める都市監査基準に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定による定例監査を次のとおり実施した。

なお、全国都市監査委員会は、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図ることを目的とした全国の市等の監査委員で構成される組織であり、監査委員が監査等を実施する際、その基本事項や監査の着眼点等をまとめた都市監査基準を定めている。

### 1 今年度の監査対象

- ◇ 議会事務局 議事課
- ◇ 健康福祉部 福祉課、高齢者サービス課、いきいき健康課、こども課  
子育て世代包括支援課、新型コロナワクチン接種対策室
- ◇ 会計課
- ◇ 監査事務局
- ◇ 都市整備部 都市管理課、建設課、下水道課
- ◇ 教育部 教育総務課、学校教育課、郷育推進課、文化財課

### 2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、市の経営に係る事務の管理が合理的かつ効率的に行われているかに主眼を置き、リスクに応じた着眼点等も視野に入れ監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点的な監査項目を設定した。

- (1) 委託料などの経費の積算は、事前に十分な精査が行われているか。
- (2) 切手やレターパックなどの郵券の保管・払出しは適正に行われているか。
- (3) 債権管理、債権回収は、関係法令等を遵守し適切に行われているか。
- (4) 随意契約は、地方自治法、市財務規則等関係法令を遵守し、適正に行われているか。
- (5) 補助金等は、補助金交付要綱等関係法令に基づき、適正に支出されているか。
- (6) 備品等の資産管理は、適切に行われているか。
- (7) 公印管理・使用は、適切に行われているか。
- (8) 各部の主要事業は、関係法令等に則り適切に執行されたか。またその事業効果は、当初の目標を達成しているか。

### 3 監査の主な実施内容

関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員の説明を受けながら監査を実施した。

## 4 監査の実施場所及び期間

### (1) 事務局による事前審査

令和4年9月26日から令和5年2月9日までの間、関係部署から提出された資料及び必要に応じ担当部署に求めた追加資料（関係帳票や証拠書類等）を監査室において監査事務局職員が事前審査した。また、資料等で確認できなかった内容については、関係部署職員の説明を聴取した。

なお、各部署別の実施期間は次のとおり。

- ① 都市整備部、会計課、議事課：令和4年 9月26日 ～ 令和4年10月25日
- ② 健康福祉部（福祉課、高齢者サービス課、いきいき健康課）  
：令和4年10月 6日 ～ 令和4年11月11日
- ③ 教育部、監査事務局：令和4年12月 8日 ～ 令和5年 1月24日
- ④ 健康福祉部（こども課、子育て世代包括支援課、新型コロナワクチン接種対策室）  
：令和4年12月22日 ～ 令和5年 2月 9日

### (2) 監査委員監査

令和4年10月25日、11月11日、令和5年1月24日、2月9日、監査室において事前審査の結果を基に所管事務・事業に関する関係部署職員の説明を受けながら監査委員が監査を行った。

## 5 監査の範囲

令和3年度に執行された事務事業。ただし、必要と認めるときは、これ以外の期間についても監査の範囲とした。

## 6 監査の結果

対象の事務・事業は、上記のとおり監査した限りにおいて、関係法令に適合し適正に執行され、最小の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められたが、一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので、早急に改善措置を講じられたい。

なお、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置の内容を通知すること。

### 【指摘事項】

#### (1) 生活保護費返還金について【健康福祉部 福祉課】

生活保護法第63条、第78条に基づく生活保護費返還金については、収入未収額が高止まりしている状況である。生活保護費返還金はその性質上、徴収がかなり困難であることは十分理解できる。しかしながら、未収額縮減に向けた取り組みや新たな未収額発生抑制を行わなければならない。よって、年間スケジュールと処理フロー図の作成を行い、収納業務を適正化するよう努められたい。

#### (2) 備品等の管理について【教育部 文化財課】

平成28年に庁舎統合をする際、備品の総点検を行って以降、備品点検を行っていなかったことは問題である。備品件数も多く、また所在場所が庁舎内だけ

ではないこともあり、確認が難しかったことは理解できる。しかしながら福津市財務規則第233条において、課長等は市長よりその所管に属する使用中の物品の管理を委任されている。物品の管理のため、年度内に1回は備品点検を行うべきものである。今後において、必ず年1回は適切に備品点検を行われるように努められたい。

(3) レターパック等の在庫数について【健康福祉部 子育て世代包括支援課】

年度内における必要数量を計画的に購入し、使用することが予算の執行に当たっての基本である。年度末にスマートレターやレターパックライトを大量に購入し、翌年度に繰り越すことは、地方自治法第208条の規定に基づく会計年度独立の原則の趣旨を逸脱すると考える。

レターパック等の購入に当たっては、年度末における保有が必要最小限にとどめられるように必要な数量を適切に把握し、大量の枚数を次年度に繰り越すことが無いように改善を行ってもらいたい。

※ 上記のほか、事務処理上留意すべき点で軽微なものについては、別途、関係部署に措置を促した。